## 旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容
佐野工科高等学校	以内に精算を行	をしたときは、概算技 い、支出命令者は同身 変行為を怠り、精算が 出張期間 令和4年1月4日 から同月7日まで 令和4年1月4日 から同月7日まで 令和4年1月4日 から同月7日まで 令和4年1月8日	ムを受けたる 期間内に精算	者は旅費の確定後30日 算させなければならな るものが5件あった。 精算日 令和4年2月16日 令和4年2月16日 令和4年2月16日	検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性	放底 て、職員に対して精算の必要性について周知を行うとともに、支出命令者及び事務担当者が復命書及びSSCでの定期的な確認を行うこととした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。
	E長野県	から同月9日まで 令和4年1月8日 から同月9日まで	33,900円	令和4年2月16日	が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年12月15日)